

2026年5月20日

各 位

会社名 松竹株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋敏弘
(コード番号 9601 東証プライム、札証、福証)
問合せ先 上席執行役員 小山卓
(TEL 03-5550-1699)

「電子提供措置事項記載書面のうち交付書面省略事項」の一部修正について

当社が第160期定時株主総会の招集に際し、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載いたしました「第160期定時株主総会資料（電子適用措置事項のうち交付書面省略事項）」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

修正箇所および内容（下線は修正箇所を示します。）

「第160期定時株主総会資料（電子適用措置事項のうち交付書面省略事項）」33ページ個別注記表「税効果会計に関する注記」の以下の記載

（修正前）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更に伴い繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が113百万円、法人税等調整額（借方）が113百万円それぞれ増加しております。

（修正後）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更に伴い繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が448百万円、法人税等調整額（借方）が113百万円それぞれ増加しております。

以 上